

窓口 戸籍住民課（1 階）054-287-8611		
⑥	市外へ転出するとき ※転出予定日のおおむね2週間前から届出できます。	【届出人】 本人（15 歳以上）または転出前住所の世帯主もしくは同一世帯員 法定代理人（成年後見人、親権者（異動する人が15 歳未満の場合）等） 任意代理人（委任者本人が記入した委任状をお持ちの方） 【持ち物】 ☐ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） ☐ 委任状（任意代理人が届出する場合、委任者本人が記入したもの） ☐ 成年被後見人の登記事項証明書（法定代理人が届出する場合、その資格がわかるもの） 【その他】 転出証明書は転出先の市区町村へご提出ください。 ※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した転出をされた方には、原則転出証明書は交付されません。転入の際には、転入先の市区町村に必ずカードを持参してください。なお、転入した日から14 日以内に転入手続きを行わないとマイナンバーカードが失効するおそれがあります。 ※静岡市でマイナンバーカードを申請中（新規・再交付）の方は、静岡市でのマイナンバーカードの交付の申請が取りやめになります。転入先の市区町村で新たに申請してください。
	国外へ転出するとき ※転出予定日のおおむね2週間前から届出できます。	【届出人】 本人（15 歳以上）または転出前住所の世帯主もしくは同一世帯員 法定代理人（成年後見人、親権者（異動する人が15 歳未満の場合）等） 任意代理人（委任者本人が記入した委任状をお持ちの方） 【持ち物】 ☐ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） ☐ 委任状（任意代理人が届出する場合、委任者本人が記入したもの） ☐ 成年後見人の登記事項証明書（法定代理人が届出する場合、その資格がわかるもの） 【その他】 ・転出証明書は交付されません。転出証明が必要な方は転出事項が記載された住民票を請求してください。 ・マイナンバーカードの交付を受けている方(日本国籍を有している方に限る)が国外に転出する場合、<u>国外に転出される日の前日までに継続利用手続き</u>をすることで、国外でも引き続きマイナンバーカードを利用することができます。 ※手続き等詳細は戸籍住民課までお問合せください。
	公立小・中学校に在している児童・生徒が転校する場合	戸籍住民課で交付された「転出証明書（マイナンバーカードや住基カードによる転出届をされた方は転出届の写し）」を今まで通学していた学校に見せ、在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受けてください（夏休みや冬休みに手続きされる場合は、下記までお問合せください）。 ※「転出証明書」は転入先の市区町村に提出しますので必ず返却してもらってください。 問合せ先【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】
⑬	パスポートの住所に変更がある場合	所持人記入欄、緊急連絡先(パスポート最終ページ)に記載の住所はご自分で訂正してください。 ※顔写真掲載ページの内容に変更がある場合は、旅券窓口での手続きが必要です。 問合せ先【旅券窓口 054-287-8667】

窓口 障害者支援課（1 階）1/2		
⑮	身体障害者手帳を持っている人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	療育手帳を持っている人が転出する場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 療育手帳 ☐ タクシー券（支給を受けている場合に限る） ☐ 紙おむつ券（支給を受けている場合に限る） 問合せ先【支援係 054-202-5818】

窓口	障害者支援課（1 階）2/2	
⑮	特別児童扶養手当、 重度心身障害児扶養手当、 特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過的福祉手当を受給している人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	障害福祉サービスを利用している人が転出する場合	【届出人】利用者又はその依頼を受けた方 【持ち物】 ☐ 障害者福祉サービス受給者証 ※障害者支援区分認定書が必要な方はご相談ください。 （転出先でサービスの利用がすぐ必要な方） 問合せ先【給付係 054-287-8690】
	身体障害者手帳を持っている人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	自立支援医療（精神通院） 自立支援医療（更生医療） を受給している人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【精神通院：給付係 054-287-8690】 【更生医療：支援係 054-202-5818】
	心身障害者扶養共済制度に加入している人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っている人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	精神障害者保健福祉手帳を持っている人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【給付係 054-287-8690】

窓口	保険年金課（2 階）	
⑳	国民健康保険の加入者または国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主が転出する場合	・転出される方の「国民健康保険証」または「R6.12.2以降に交付された資格確認書」を持参してください。 ・戸籍住民課での転出手続後、国民健康保険証等は回収または修正し、保険料の精算をします。 ・学生として転出する場合や介護施設等に入所のため転出する場合は、静岡市の保険資格を継続させますので、区役所窓口にて「在学証明書」や「施設の入所が確認できるもの」等を持参のうえ、申し出てください。 【持ち物】 ☐転出される方の「国民健康保険証」または「資格確認書」 ※世帯主が転出する場合、世帯の加入者全員の「国民健康保険証」または「資格確認書」を持参してください。引き続き、市内に加入者が残る場合は、記号番号や世帯主名等を変更します。 ☐本人確認書類（運転免許証、パスポート等） ☐国民健康保険の加入者の「マイナンバーカード」または「通知カード」（お持ちの方のみ） ☐限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証等（お持ちの方のみ） ☐委任状（代理人の場合、本人が記載した委任状が必要となります。） 問合せ先【保険第1、第2係 054-287-8621】

窓口	保険年金課（2階）2/2	
②①	後期高齢者医療制度の加入者（75歳以上または一定の障害があると認定を受けた65歳以上75歳未満の方）が転出する場合	・戸籍住民課での転出手続後に、後期高齢者医療制度の案内を受けてください。 ・「後期高齢者医療被保険者証（または後期高齢者医療資格確認書）」を返却し、「負担区分証明書」を受け取ってください。 ・転出後に保険料の金額が変更になる場合は、後日、更正通知書をお送りします。 ・県外の施設に転出する場合は住所地特例が適用されることがあるため、一度ご相談ください。 【持ち物】 ☐後期高齢者医療被保険者証（または後期高齢者医療資格確認書） ☐限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） ☐特定疾病療養受療証（お持ちの方） 問合せ先【後期高齢者医療制度担当 054-287-8612】
②②	国民年金の加入者や受給者が転出する場合	【年金加入者】 ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則住所変更に関する届出は不要です。 ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】 ・また、国民年金保険料の納付書は、全国の金融機関やコンビニ等で引き続き使用できます。 【年金受給者】 ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則住所変更に関する届出は不要です。 ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】 ・共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。
	〔在外任意加入〕 日本人の海外転出者が国民年金の任意加入を希望する場合	【届出人】 本人または同世帯の家族 【持ち物】 ☐基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書） 【持ち物】 ☐委任状（代理人の場合、本人が記載した委任状が必要となります。） 【持ち物】 ※海外へ転出する場合、国民年金の資格は喪失しますが、任意で加入することができます。 問合せ先【国民年金係 054-287-8624】

窓口	駿河税務センター	054-287-8669
②③	静岡市に住民登録があった時の課税(所得) 証明が必要になった場合 原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が転出する場合、または市外の他の人に譲る場合（廃車）	郵便により請求していただくこともできます。詳しくは、静岡市ホームページをご覧ください。お問合せください。 【持ち物】 ☐窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ☐ナンバープレート ☐標識交付証明書（残っている場合） ※郵便でも受付しています。詳しくは静岡市ホームページをご覧ください。お問合せください。
原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問い合わせについては下記にお願いします。 バイク（125cc超～）と普通自動車 【静岡運輸支局検査登録担当 050-5540-2050】 軽三輪・軽四輪車（660ccまで） 【軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776】		

窓口	子育て支援課（2 階）	
②4	児童手当受給者及び算定対象となる児童の兄姉（18 歳以上 22 歳以下）が転出する場合	【届出人】 受給者 詳しくは子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	児童手当受給者が海外に転出する場合	※受給者の変更が必要になる場合がありますので、子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	児童手当対象児童だけが転出する場合、または児童手当の対象でない児童だけが転出する場合（18 歳以上 22 歳以下の算定対象児童を含む）	【届出人】 受給者 【持ち物】 ☐別居の配偶者と児童の個人番号がわかる書類 ☐代理人が届出をする場合、受給者が記載した委任状（委任状の書式は静岡市 H P からダウンロードできます。） ※詳しくは子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	児童扶養手当受給者または受給対象児童が転出する場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 ☐児童扶養手当証書 問合せ先【給付係 054-202-5815】
	ひとり親家庭等医療費助成金受給者または対象児童が転出する場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 ☐ひとり親家庭等医療費受給者証 問合せ先【給付係 054-202-5815】
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人または連帯保証人が転出する場合	【届出人】 本人 ※持ち物はありません。 問合せ先【給付係 054-202-5815】
	子ども医療費受給者証を持っている子どもが転出する場合	「子ども医療費受給者証」を返却してください。（郵送可・代理人可） ※受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。 郵送宛先 〒422-8050 静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号 子育て支援課給付係 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	こども園等に通園（申込）している児童・父母及び同居家族が転出する場合	【届出人】 保護者 ※通園している児童が転出する場合は退園届を提出していただきます。 ※転出先の自治体でも利用申請等の手続きが必要になります。 ※静岡市で利用していた（利用している）保育施設にも転出する旨の報告をお願いします。 問合せ先【入園係 054-287-8673】

窓口	高齢介護課（2 階）		054-287-8679
②5	静岡市で要介護認定を受けている（または申請中の）人が転出する場合	戸籍住民課で転出手続きをした後、高齢介護課介護保険係（2 5 番窓口）で介護保険受給資格証明書を受け取ってください。 【持ち物】 ☐戸籍住民課での住民異動届または転出証明確認書のコピー ☐介護保険被保険者証 ☐（お持ちの方）介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証	

窓口	お客様サービス課（3階）		上下水道お客様サービスセンター	054-251-1132
・水道・下水道のご使用を止めるとき ・井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき		・電話または水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 連絡先【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く）午前8時30分～午後7時 ※ただし3、4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 ・水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554 		

窓口	駿河区選挙管理委員会（3階）		054-287-8626
[国外転出] 在外選挙人名簿への登録を申請する場合 ※転出届出日から転出予定日までの間に申請できます。		【届出人】 本人 【持ち物】 ☐ 申請書(自署ありのもの) ☐ 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ☐ 委任状(本人が記載した申出書及び<u>代理人の本人確認書類</u>が必要になります。) ※選挙人名簿に登録されている方が転出届出日から転出予定日までの間に申請できます。 詳しくは駿河区選挙管理委員会までお問合せください。	

静岡庁舎

窓口	新館2階 固定資産税課 ②⑥番		
「静岡市に土地・家屋を所有している人」が 国外へ転出する場合		窓口にお越しいただくか又はご連絡ください。 問合せ先【土地第2係 054-221-1546】 【家屋第2係 054-221-1547】	

窓口	新館3階 静岡市まちづくり公社（市営住宅）		054-221-1253
市営住宅入居世帯全員が転出する場合		返還届の提出（退去する15日前まで。用紙は静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 ☐ 名義人の口座番号のわかるもの ☐ 転出先の住所と電話番号	
市営住宅の名義人が転出する場合		静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社へお問合せください。	
同居人が転出する場合		戸籍住民課で転出届出後、異動届の提出（用紙は静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 ☐ 世帯全員が記載されている住民票の写し（転出者に×印のついているもの、続柄・本籍記載）	

窓口	新館13階 廃棄物対策課		浄化槽推進係 054-221-1264
し尿くみ取りが廃止になる場合または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合		【届出人】 本人または家族（電話でも可）	

窓口	新館 14 階 高齢者福祉課	高齢者支援係 054-221-1201
外国人高齢者福祉手当を受けている人（S7.4.1 以前に生まれ、住民登録されており、かつ所得要件等あり）が転出する場合		手続きが必要です。【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】へご連絡ください。

窓口	新館 15 階 市民自治推進課	自治活動支援係 054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている人が転出した場合		転出先の市町村役場で手続きをしてください。

窓口	新館 15 階 戸籍管理課 霊園・斎場係	054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園利用者（名義人）が転出する場合	届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。	
	【持ち物】 ☐ 市営墓地利用者住所変更届出書 ☐ 転出先の新住民票 ☐ 市営墓地利用許可証 ※後日、提出または郵送していただけます。 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所 4 階 地域総務課での手続きとなります。	
市営納骨堂利用者が転出する場合	届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。	
	【持ち物】 ☐ 納骨堂利用者住所変更届出書 ☐ 転出先の新住民票 ☐ 納骨堂利用許可証 ※後日、提出または郵送していただけます。	

庁 舎 外

窓口	動物愛護センター		
犬の飼い主として登録してある人が転出する場合		転出先の市町村役場に届出をしてください。 事前のお問合せは下記をお願いします。	
(連絡先) 動物愛護センター			
動物愛護第 1 係	静岡市葵区産女 9 5 3 番地	(葵区・駿河区)	054-278-6409
動物愛護第 2 係	静岡市清水区役所 2 階	(清水区)	054-354-2403
蒲原支所地域振興係	静岡市清水区蒲原新田一丁目 2 1 番 1 号	(清水区蒲原)	054-385-7730

窓口	市立図書館各館				
図書館カードの交付を受けている人が 転出する場合		【届出人】 本人または家族			
〔図書館連絡先〕					
中央図書館	054-247-6711	北部図書館	054-653-1817	御幸町図書館	054-251-1868
麻機分館	054-248-5035	藁科図書館	054-278-4100	美和分館	054-296-6501
南部図書館	054-288-2151	清水中央図書館	054-354-1331	西奈図書館	054-265-2556
清水興津図書館	054-360-4311	長田図書館	054-259-7878	蒲原図書館	054-388-3456

窓口	保健所総務課 疾病対策係		054-249-3177
特定医療（指定難病）受給者が転出する場合	【届出人】 本人または家族		
	※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。		
小児慢性特定疾病医療受給者、自立支援医療（育成医療）受給者、未熟児養育医療受給者が転出する場合	【届出人】本人または家族		
	※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。		
被爆者健康手帳を持っている人が転出する場合	転出日から30日以内に転出先の保健所に届出をしてください。		

窓口	感染症対策課 予防接種係		054-249-3173
予防接種シールの発行を受けた人が転出する場合	・静岡市の予防接種シールは転出後には使用できないため、破棄してください。 ・転出後の接種については、転出先の自治体で手続きをしてください。		